

公 示

公示第62号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第15号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年12月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」

新	旧
<p data-bbox="510 309 714 341">公 示</p> <p data-bbox="109 416 360 445">公示第15号</p> <p data-bbox="136 485 1088 513">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について</p> <p data-bbox="109 553 1115 619">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="192 694 443 722">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="443 762 904 791">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="595 868 627 896">記</p> <p data-bbox="114 938 244 967">1. (略)</p> <p data-bbox="114 1008 474 1037">2. 運賃改定手続の開始等</p> <p data-bbox="120 1042 1113 1246">(1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が<u>5</u>割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。</p> <p data-bbox="120 1251 1113 1350">(2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が<u>5</u>割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="168 1355 1113 1418">① 申請率が<u>5</u>割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。</p> <p data-bbox="168 1423 1113 1452">② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加</p>	<p data-bbox="1621 218 1664 250">旧</p> <p data-bbox="1541 309 1744 341">公 示</p> <p data-bbox="1140 416 1391 445">公示第15号</p> <p data-bbox="1167 485 2119 513">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について</p> <p data-bbox="1140 553 2145 619">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1223 694 1473 722">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1473 762 1935 791">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="1626 868 1657 896">記</p> <p data-bbox="1146 938 1276 967">1. (略)</p> <p data-bbox="1146 1008 1507 1037">2. 運賃改定手続の開始等</p> <p data-bbox="1153 1042 2145 1246">(1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が<u>7</u>割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。</p> <p data-bbox="1153 1251 2145 1350">(2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が<u>7</u>割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1200 1355 2145 1418">① 申請率が<u>7</u>割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。</p> <p data-bbox="1200 1423 2145 1452">② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加</p>

的な申請により申請率が5割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が5割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。

(3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~ 8. (略)

附 則 (平成14年7月1日付け公示第15号)
(略)

附 則 (平成26年12月15日付け公示第65号で一部改正)
改正後の規定は、平成26年12月15日以降に処分するものから適用する。

附 則 (令和4年12月13日付け公示第68号で一部改正)
改正後の規定は、既に申請があったものにも遡及して適用する。

附 則 (令和6年12月24日付け公示第62号で一部改正)

1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。

2. 記2.(1)の規定における申請率を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、記2.(2)の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。

3. 記3.以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。

(3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~ 8. (略)

附 則 (平成14年7月1日付け公示第15号)
(略)

附 則 (平成26年12月15日付け公示第65号で一部改正)
改正後の規定は、平成26年12月15日以降に処分するものから適用する。

附 則 (令和4年12月13日付け公示第68号で一部改正)
改正後の規定は、既に申請があったものにも遡及して適用する。

別添

運賃適用地域

運賃適用地域名	適用地域	
<u>新潟地区</u>	<u>旧新潟県A地区</u>	新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
	<u>旧新潟県B地区</u>	<u>旧新潟県A地区を除く新潟県の全域</u>
<u>石川地区</u>	<u>旧金沢地区</u>	金沢市、白山市A（白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域
	<u>旧石川地区</u>	<u>旧金沢地区を除く石川県の全域</u>
富山地区	富山県の全域	
<u>長野地区</u>	<u>旧長野県A地区</u>	長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域
	<u>旧長野県B地区</u>	<u>旧長野県A地区を除く長野県の全域</u>

別紙1～別紙5（略）

別添1～別添2（略）

別表1～別表2（略）

別添

運賃適用地域

運賃適用地域名	適用地域
<u>新潟県A地区</u>	新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
<u>新潟県B地区</u>	新潟県A地区を除く新潟県の全域
<u>金沢地区</u>	金沢市、白山市A（白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域
<u>石川地区</u>	金沢地区を除く石川県の全域
富山地区	富山県の全域
<u>長野県A地区</u>	長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域
<u>長野県B地区</u>	長野県A地区を除く長野県の全域

別紙1～別紙5（略）

別添1～別添2（略）

別表1～別表2（略）